

堺市障害者相談支援専門員協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、堺市障害者相談支援専門員協会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を「生活支援センターしんしょうれん（大阪府堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館3階）」に置く。

(目的)

第3条 本会は、堺市内で相談支援に従事する関係者のネットワークを作り、それぞれの地域の情報交換や、相談支援技術について学び合う事を目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 会員相互の情報交換、交流、親睦に関する事
- (2) 会員研修等を通じた相互研鑽に関する事
- (3) 障害福祉の推進のために必要な堺市との連携に関する事
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動に関する事

2 本会の活動については、本会の独立性を確保する。また、会員の独立性は、相互に尊重されるものとする。

(定例会)

第5条 適宜、定例会を開催する。

2 定例会は原則として全ての会員を対象とし、事前に必要な事項を周知した上で、交流会や研修会等を行うものとする。

3 定例会の企画調整は役員会で行うものとし、必要に応じて関係者、関係機関等の参加を求めることができるものとする。

第2章 会員

(会員)

第6条 堺市内において障害者の相談支援に従事する、指定相談支援事業所の相談支援専門員その他の支援者であることをもって、会員資格とする。

2 前項に規定に関わらず、代表が認めた者は会員資格を有するものと見なす。

(入会等)

第7条 入会しようとする者は、所定の様式による入会申込書を本会に提出すると共に、当該年度の会費を納入しなければならない。

2 入会の承認は、役員会が行う。ただし、前条に定める資格を満たした者から申込みがあった場合は、原則として直ちに承認しなければならない。

3 会員は、届出事項に変更を生じた場合は、遅滞なく所定の様式による変更届出書を本会に提出しなければならない。

(会費及び寄付)

第8条 会員は、各事業年度の開始3か月以内に、会費を納入しなければならない。

2 会費は、入会又は退会の時期に関わらず、毎年度1,000円とする。

3 寄付は、本会の独立性を阻害するおそれがないと役員会が認めるものを除き、これを辞退する。

(退会)

第9条 会員は、所定の様式による退会届出書を本会に提出することにより、いつでも退会することができる。

2 会費を納入せずに当該年度が終了した場合は、その会員は退会したものと見なす。

3 通常総会の招集通知に対して回答をせず、且つ役員が容易に認識し得る方法（本会が通常用いる電磁的方法を含む）によって継続して会員となる意思表示しなかった者は、当該総会の前日をもって退会したものと見なし、当該総会における評決権を有しないものとする。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 1名

(3) 事務局長 1名

(4) 事務局員 1名以上5名以内

(5) 会計 1名

(6) 会計監事 2名

(任期および報酬)

第11条 役員の任期は、選任された総会の終結時から、次の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、前条に定める役員の員数が欠けた場合には、新たに選任された役員が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

3 役員は無報酬とする。

(役員を選出および職務)

第12条 役員は、総会の決議によって選出する。

2 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

4 事務局長は、代表の命を受け、事務局の事務を総括する。

5 事務局員は事務局長の命を受け、事務を担当する。

6 会計は、会計業務を総括する。

7 会計監事は、本会の会計を監査する。

(役員会)

第12条の2 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、代表が招集する。
- 3 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について決定する。
 - (1) 本会の常務に属する事項
 - (2) 総会において承認された事業計画の実施に必要な事項
 - (3) 総会に提出する審議事項に関する事項（臨時総会の招集の請求を含む）
 - (4) 各事業年度の開始から当該年度の通常総会の議決を得るまでの暫定的な予算（必要最小限度のものに限る）及び緊急やむを得ない臨時的な予算の執行に関する事項
 - (5) その他総会及び各役員の権能に属さない事項
- 4 役員会の決定は、出席した役員 of 全会一致によるものとする。ただし、十分な議論によっても全会一致に至らない場合には、その議論の全内容を踏まえた代表の決定によるものとし、代表は次の総会にその経過を報告するものとする。
- 5 前項の規定に関わらず、第3項第4号に関する決定は、役員 of 全会一致をもってしか行うことができない。この場合においては、代表は次の総会にその経過を報告するものとする。

第4章 総会

(種類)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員 of 選出
- (3) 解散
- (4) 予算、事業計画、決算、事業報告 of 承認
- (5) その他役員会が提出した審議事項

(開催)

第16条 通常総会は、毎事業年度1回、前年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 役員会から招集 of 請求があったとき
- (2) 会員総数 of 3分の1以上の連名で審議事項を記載した書面による招集 of 請求があったとき

(招集)

第17条 総会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項 of 請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第18条 総会 of 議長は、代表が務める。ただし、当該総会に出席する会員から特に意義が表明された場合は、出席する会員 of 過半数による互選によって選出する。

(定足数)

第19条 総会は、会員総数の3分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第20条 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定に関わらず、第15条第1項第3号の議決については、総会員数の3分の2以上をもって決する。

(表決権等)

第21条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、所定の委任状を代表に提出し、他の会員を代理人として表決権を行使することができる。この場合においては、第19条の適用について出席したものと見なす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（前条第2項によって出席したものと見なされた者がある場合はその数）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において出席した会員の中から選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第23条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言を行うことを職務とし、総会の議決に基づいて代表が会員以外の者のうちから委嘱する。

3 相談役は、代表の求めに応じて、本会の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、総会の議決に基づいて代表が会員及び会員であったことのある者のうちから委嘱する。

4 顧問及び相談役は、合わせて5名以内とし、任期については、第11条第1項の規定を準用する。この場合において同項中「役員」とあるのは「顧問又は相談役」に読み替えるものとする。

第6章 雑則

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(残余財産)

第25条 清算時に残余財産を有する場合は、本会と類似の公益を目的とする他の団体に帰属させるものとする。

(委任)

第26条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が定める。

附 則

この規約は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月21日から施行する。